

精神科救急医療施設運営事業委託契約に関する運用方針

1 業務内容

患者の診察及び受入れを行い、本事業専用病床を精神科病棟内に確保する。

2 対象者

二次救急及び警察官通報（法第23条）による救急患者とする。

3 業務時間

1年を通じて休日、夜間及び定められた日の深夜に業務を行う。

4 受付時間

原則として次のとおりとする。ただし受入れ病院が了解した場合はこの限りではない。

(1) 平日は17時から20時30分までとする。深夜当番日の場合は17時から翌7時までとする。

(2) 休日は9時から20時30分までとする。深夜当番日の場合は9時から翌7時までとする。

5 受入れの依頼

病院への受入れ要請は、通報窓口、情報窓口又は県、横浜市、川崎市及び相模原市精神保健福祉主管課（以下、「通報窓口等」という。）から行う。

6 連絡調整

通報窓口等は、救急患者に関する情報（通報受書もしくは精神科救急医療情報窓口受付票）を受入れ病院の精神保健指定医に提供し、連絡調整を行う。

7 後方移送体制

(1) 平日及び休日に行うものとする。

(2) 患者本人又は家族等の希望による転院については、移送体制の対象としない。

(3) 患者の移送は県、横浜市、川崎市及び相模原市精神保健福祉主管課（以下、「主管課」という。）の責任で行うが、移送に際し病院車の使用及び看護者の同乗があった場合、移送する主管課は当該病院に対してそれぞれの報償費を支払う。

(4) 移送に際しては、家族等がいる場合は同行させ、単身者等については福祉事務所職員及び保健所等職員等が同行又は連絡等をとるよう、移送する主管課がそれぞれ調整する。

8 体制

基幹病院は、保護室の使用状況について、平日は17時までに、休日は8時30分までに通報窓口職員に連絡をする。

9 協議事項

基幹病院体制等に関する課題を協議するため、県、横浜市、川崎市、相模原市及び基幹病院は、必要に応じて会議を開催する。

附 則

1 この運用方針は、平成31年4月1日から適用する。